

常陸太田市告示第 77 号

平成 17 年第 6 回常陸太田議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 17 年 12 月 2 日

常陸太田市長 大久保 太 一

1. 期 日 平成 17 年 12 月 9 日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成17年第1回常陸太田市議会定例会会期日程

平成17年12月9日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
12月9日	金	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明 4.議案質疑 5.委員会付託
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	本 会 議	1.一般質問
12月13日	火	本 会 議	1.一般質問
12月14日	水	本 会 議	1.一般質問
		委 員 会	1.議員定数調査特別委員会
12月15日	木	委 員 会	1.総務委員会 2.文教民生委員会
12月16日	金	委 員 会	1.産業水道委員会 2.建設委員会
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	休 会	
12月20日	火	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成17年第6回常陸太田市議会定例会会議録

平成17年12月9日(金)

議事日程(第1号)

平成17年12月9日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議案第123号 常陸太田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第124号 常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第125号 常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第126号 常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第127号 常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第128号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第129号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第130号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第131号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第132号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第133号 常陸太田市道路線の廃止について
- 議案第134号 常陸太田市道路線の認定について
- 議案第135号 常陸太田市土地開発公社の解散について
- 議案第136号 茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第137号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正について
- 日程第 3 議案第138号 平成17年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第139号 平成17年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第140号 平成17年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第141号 平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第142号 平成17年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第 143 号 平成 17 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
について

議案第 144 号 平成 17 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 145 号 平成 17 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）に
ついて

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 議案第 123 号ないし議案第 137 号（一括上程・提案理由説明・質疑）

日程第 3 議案第 138 号ないし議案第 145 号（一括上程・提案理由説明・質疑）

出席議員

議 長	生田目 久 夫 君	副議長	岩 間 成 行 君
1 番	益 子 慎 哉 君	2 番	深 谷 秀 峰 君
3 番	平 山 晶 邦 君	4 番	豊 田 吉 三 君
5 番	福 地 正 文 君	6 番	高 星 勝 幸 君
7 番	菊 池 伸 也 君	8 番	関 英 喜 君
9 番	田 尻 求 士 君	12 番	田 所 美 朗 君
13 番	大 森 康 多 君	14 番	金 沢 広 道 君
15 番	荒 井 康 夫 君	16 番	石 崎 拓 也 君
17 番	成 井 小 太 郎 君	18 番	山 口 恒 男 君
19 番	川 又 照 雄 君	20 番	後 藤 守 君
21 番	茅 根 猛 君	22 番	黒 沢 義 久 君
23 番	小 林 英 機 君	24 番	沢 畠 亮 君
25 番	興 野 勉 君	26 番	立 原 正 一 君
27 番	矢 部 正 心 君	28 番	井 上 清 一 君
29 番	椎 名 久 寿 君	30 番	和 田 輝 正 君
31 番	木 村 茂 男 君	32 番	小 田 部 功 君
33 番	永 井 猛 君	34 番	井 坂 勝 安 君
35 番	吉 成 和 昭 君	36 番	梶 山 昭 一 君
37 番	小 林 一 三 君	38 番	中 嶋 満 君
40 番	山 本 昌 君	41 番	堀 江 欣 寿 君
42 番	川 上 和 衛 君	43 番	岩 間 国 高 君
44 番	綿 引 猛 始 君	45 番	高 木 将 君
46 番	綿 引 義 明 君	47 番	須 藤 健 志 君
48 番	片 野 宗 隆 君	51 番	平 根 喜 八 郎 君

52番	成井一夫君	53番	斎藤三郎君
54番	宇野隆子君	55番	小林信房君
56番	吉村誠君	57番	平山英君
58番	萩谷俊昭君	59番	小祝隆雄君
60番	益子寿君	61番	天木元君
62番	井上正重君	63番	平山伝君
64番	宮本昭君	65番	宮田欣三君
66番	酒井勝君	67番	木村徳二君
68番	藤田五郎君		

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	助役	栗田健二君
収入役	関勇君	教育長	小林啓徳君
市長公室長	柴田稔君	総務部長	萩谷暎夫君
市民生活部長	綿引優君	保健福祉部長	増子修君
産業部長	沼田久雪君	建設部長	榊勝雄君
金砂郷支所長	菊池勝美君	水府支所長	小林平君
里美支所長	藤田宏美君	水道部長	西野勲君
消防長	井上裕彦君	教育次長	岡部恒雄君
秘書課長	深沢菊一君	参事兼総務課長	大谷利行君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長	椎名義夫	副参事	佐川尚樹
次長兼庶務係長	吉成賢一	議事係長	岡田和也

議長（生田目久夫君） 開会前でございますが、ご報告をいたします。お手元に議案第144号に関する正誤表が配付されておりますので、ご報告をいたします。

午前10時開会

議長（生田目久夫君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は65名であります。

便宜欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承を願います。10番石山良春君、以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成17年第6回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（生田目久夫君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

7番 菊池伸也君 42番 川上和衛君
の両君を指名いたします。

諸般の報告

議長（生田目久夫君） 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告をいたします。

去る10月19日、古河市において茨城県市議会議長会が、また、10月25日には、北茨城市において県北鹿行市議会議長会がそれぞれ開催されました。会議内容については、お手元に配付をいたしております報告書によりご承知を願いたいと思います。

次に、総務、文教民生、産業水道、建設、議会運営の各委員会の委員長から、所管事務調査報告書が提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、敦賀市表敬訪問、茨城県市議会議長会議員研修会に伴う議員派遣を9月議会で議決いたしておりますが、これらの報告については、10月21日及び11月21日の全員協議会において、それぞれ報告がありましたとおりでございますので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から、平成17年9月、10月及び11月、例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市長	大久保 太一君	助 役	栗田 健二君
収入 役	関 勇君	教 育 長	小林 啓徳君
市長公室長	柴田 稔君	総務部長	萩谷 暎夫君
市民生活部長	綿引 優君	保健福祉部長	増子 修君
産業部長	沼田 久雪君	建設部長	榊 勝雄君
金砂郷支所長	菊池 勝美君	水府支所長	小林 平君
里美支所長	藤田 宏美君	水道部長	西野 勲君
消 防 長	井上 裕彦君	教育次長	岡部 恒雄君
参事兼総務課長	大谷 利行君	秘書課長	深沢 菊一君
監査委員	檜山 直弘君		

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 本日、第6回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから、市政の進展とその円滑な運営のために格別なるご高配をいただきまして、この機会に改めまして重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

本年も残すところ20日余りとなりまして、また、市長就任から既に7カ月を経過いたしました、大変月日がたつのは早いものでございます。

本年の3月には、35年ぶりの国内開催となりました愛知万博が開催されまして、「自然の叡智」のテーマのもとに半年間にわたり開催され、環境への配慮や国際平和の重要性などのメッセージを世界に発信するなど、大きな成果となったと存じております。

6月下旬になりまして、県西地方の養鶏場で、弱毒性鳥インフルエンザウイルスが確認されまして、さらに、水戸市周辺の35場に及びます養鶏場におきまして、相次いで感染抗体が確認されるなど、県内各地への感染拡大が懸念されており、早期の原因解明が望まれるところでございます。

また、全国的に健康被害が問題となっておりますアスベスト問題につきましては、国においても、健康被害の救済に関する法整備や救済基金等が検討されておりますが、当市におきましても、市の公共施設の調査を実施いたしまして、それらの結果を踏まえて対策を講じてまいりましたが、さらに、国・県等の動向を見きわめながら、各施設等の安全対策に対処してまいりたいと考えております。

8月24日には、秋葉原・つくば間を結びますつくばエクスプレスが開業いたしました。国際的な研究成果を生む筑波研究学園都市への直結によりまして、県内へも経済効果が大いに期待されますが、これらの効果が、我々の地方の県北地域への活性化のために波及されることを期待するものでございます。

また、昨年より具体的に進められております三位一体改革につきましては、地方の政策や制度の自由度を高め、地域に合った満足度の高い行政を展開するという目標のもと、平成18年度までに4兆円程度の国庫補助負担金改革、さらには3兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直し等の改革が進められていることは、ご案内のとおりでございます。今月1日には、国と地方の協議の場におきまして、全国市長会など、地方6団体へ改革内容が示され、国庫補助負担金改革については、昨年に地方6団体と合意いたしました3兆8,000億円に、今回、厚生労働省の児童手当国庫負担金など5,290億円を含む関係7省分といたしまして、6,540億円の国庫補助負担金額が決定されましたために、4兆円を上回る国庫補助負担金改革となりました。税源移譲につきましても、昨年合意されております2兆4,000億円余の残り分といたしまして、厚生労働省分5,020億円を含む関係7省による6,100億円が決定されましたために、当初の目標を上回る3兆90億円となりました。また、地方交付税の見直しにつきましては、今後の調整とされて先送りされましたが、削減の方向性も示されておりまして、地方税財政を取り巻く情勢は依然厳しい状況でございます。

三位一体改革の全体像につきましては、全国市長会など、地方6団体が示した改革案に沿った補助金削減や税源移譲となりましたが、児童手当や義務教育費等の負担率の引き下げなどによる課題も残されておりまして、平成19年度以降の第2期改革については、地方が望む自主・自立の分権型地域社会の実現に向けた改革となることを、強く望んでいるところでございます。

また、今月6日には、平成18年度国の予算編成の基本方針が閣議決定されまして、基本方針として、「小さくて効率的な政府の実現」を掲げており、一般歳出を2年連続で減額をし、本年度分の4兆7兆2,829億円によりまして減額する方針とされ、また、新規国債発行額も大幅抑制し、約3兆円に近づける方針とされております。さらに、4兆3,000億円に上ります地方財政の財源不足については、公務員の人件費抑制による歳出削減などによりまして、解消を目指していくこととされております。平成18年度の予算編成を、将来の歳入歳出一体改革の基礎を固める予算と位置づけておりまして、行財政改革達成に向けた国の方針が強く打ち出されているところでございます。

当市におきましても、予算編成に当たりましては、財源の確保や経常的経費の削減などに取り組み、より効率的で、なおかつ費用対効果の上がる各種施策の実現に向けて、予算編成作業を進めてまいり所存でございます。

今月1日には、当市も合併後1周年を迎えましたが、この間、厳しい行財政状況の中で、議員各位のご理解とご協力のもと、合併まちづくり計画や市総合計画に基づき、各地域の早期の一体化を図りますため、各種事業や住民福祉の向上に向けて着実な歩みを進めてきておりますが、合併調整項目の中で未調整の項目も残っており、市民の皆様にも経済的な負担の変更が出てくる内容のものもございます。早急に調整を図ってまいり所存でございます。さらに、今後とも、「主役は市民」を基本に、新市の建設計画の将来像でございます、「人・自然・歴史がかがやき、健康と活力にあふれる美しいまち」を目指しまして、取り組んでまいりたいと考えております。

本日提案いたします案件は、条例の制定1件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定5件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、土地開発公社の解散1件、地方公共団体の数の減少1件、規約の一部改正1件、平成17年度各会計補正予算8件の、合計23件でございます。

なお、今会期中に人事案件6件を追加提案いたす予定でございますので、あらかじめご承知をいただきたいと思っております。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときにそれぞれにご説明を申し上げます。各議案とも慎重にご審議いただき、原案のとおり可決・同意を賜りますようお願いを申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございます。

議長（生田目久夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（生田目久夫君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から12月20日まで12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日まで12日間と決定いたしました。

日程第2 議案第123号ないし議案第137号

議長（生田目久夫君） 次、日程第2、議案第123号常陸太田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第124号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第125号常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第126号常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第127号常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について、議案第128号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第129号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第130号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第131号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第132号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第133号常陸太田市道路線の廃止について、議案第134号常陸太田市道路線の認定について、議案第135号常陸太田市土地開発公社の解散について、議案第136号茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第137号茨城県租税債権管理機構規約の一部改正について、以上15件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役 栗田健二君登壇〕

助役（栗田健二君） 提案者にかわりご説明いたします。

1ページをお開きいただきます。議案第123号常陸太田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、常陸太田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次ように制定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律が平成16年5月26日に公布され、同年11月10日から施行され、これにあわせて地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成16年11月8日に公布、同年11月10日から施行されることに伴い、常陸太田市の長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次のページに条例がございます。地方自治法施行令第167条の17の条例で定める契約を次のとおりとするとして、2つございます。(1)物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり締結することが一般的であるもの、(2)役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの。これについて、1番については、パソコンとかコピー等のリースの関係でございます。(2)については、庁舎の整備、エレベーター・空

調等の保守管理等がこの中に入っております。

附則として、この条例は公布の日から施行するとなっております。

次、3ページをお開きいただきます。議案第124号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

提案理由でございます。農業委員会の委員の費用弁償について改正するため、本条例の一部改正を行うものでございまして、5ページに新旧表がございます。5ページをお開きいただきます。費用弁償第3条でございますが、その3、現行の中で、「農業委員会の委員が会議に出席したとき、又は現況調査のため旅行したときは、前2項の規定にかかわらず、費用弁償として1日につき1,200円を支給する」、今回、これを削除するものでございます。

前のページに附則がございます。この条例は、平成18年1月1日から施行するとなっております。

次、6ページをお開きいただきます。議案第125号常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

提案理由でございますが、浴場施設使用料に夜間の使用料を新たに設定し、利用者の利便を図るため、本条例の一部改正を行うものでございまして、8ページお開きいただきます。新旧表がございます。現行・改正で、左の方の改正の中に、金額のところに「通常」と「夜間」を入れまして、夜間が大人は500円、子供が200円となっております。(3)で、備考の「夜間とは午後5時以降とする」ということで、この使用時間につきましては、条例2条の中で午前10時から午後8時までとなっております。

前のページ7ページに附則がございます。この条例は、平成18年4月1日から施行するとなっております。

次、9ページをお開きいただきます。議案第126号常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

提案理由でございますが、霊柩車運行業務を市営斎場の業務として、斎場の管理を行う指定管理者の行う業務の範囲とするため、本条例の一部改正を行うものでございます。今回、管理の中に霊柩車を入れたものでございます。

12ページに新旧表がございます。これは、各現行・改正ですが、3条の2、今まで「斎場の管理」というので、「斎場及び霊柩車の業務」というのが入ります。それから、2の指定範囲の中で、「火葬に関する業務」、「斎場及び霊柩車に関する業務」ですが、これ、従前、市の設置条例3条の中で、斎場というのが火葬場と告別式場を含んでおります。その関係で、従前の火葬場というのを斎場の中を含むということで、「斎場及び霊柩車」ということに今回直すものでございます。4条も条文、同じでございます。

13ページも、斎場に霊柩車を加えるものでございます。その下に、別表第3の第5条関係、霊柩車使用料。今回、従前の常陸太田市霊柩車の使用条例を廃止するため、その中の別表3として、今回、この改正案の中に入れたものですが、内容的には同じものでございます。

11ページに附則がございまして、この条例は、平成18年4月1日から施行するとなつて、2つとして、条例の廃止で「常陸太田市霊柩車使用条例は廃止する」ということで、今回、この中に別表3として料金が入ったものでございます。失礼、15ページも同じ内容でございます。

16ページをお開きいただきます。議案第127号常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について、常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

提案理由でございます。加入分担金及び加算金の軽減または免除に関する規定を整備するため、本条例の一部改正を行うものでございます。19ページに新旧表がございまして。今回、内容改正ですが、形としては、従前は料金手数料の後ろに加入分担金があったんですが、今回、加入分担金の後ろに軽減を入れようということで、30と31条を入れかえております。加入分担金、30条の中には、内容的には同じものでございます。

次、20ページの改正の中に31条が今度入りまして、ここに料金等の軽減または免除の中に、納付しなければならない料金、手数料、その次に加入分担金、加算金というのを、この中に加えたわけでございます。今までなかった、これも軽減できるということで、今回加えたものでございます。

18ページに附則がございまして。この条例は、公布の日から施行するとなっております。

次、22ページをお開きいただきます。議案第128号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

記でございますが、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、常陸太田市営斎場です。指定管理者となる団体の名称、財団法人里美ふるさと振興公社、指定の期間、平成18年4月1日から平成23年3月31日の5カ年でございます。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、常陸太田市営斎場の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、23ページをお開きいただきます。議案第129号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

記でございます。指定を行わせようとする施設の名称でございますが、常陸太田市西山の里観光施設、その団体名ですが、常陸太田市公益事業団、期間ですが、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5カ年。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、常陸太田市西山の里観光施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次、24ページ、お開きいただきます。議案第130号常陸太田市公の施設に係る指定管理者

の指定について、常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項、常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例第3条第1項、常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例第3条第1項及び常陸太田市水府観光物産館の設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

管理を行わせようとする公の施設の名称でございます。4つございます。常陸太田市水府竜神観光施設、常陸太田市水府ふるさとセンター、常陸太田市水府竜神ふるさと村、常陸太田市水府観光物産館。指定管理する団体名ですが、株式会社水府振興公社。期間でございます。平成18年4月1日から平成23年3月31日まで。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、常陸太田市水府竜神観光施設、常陸太田市水府ふるさとセンター、常陸太田市水府竜神ふるさと村及び常陸太田市水府観光物産館の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次、25ページ、お聞きいただきます。議案第131号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例第5条第1項、常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項及び常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

記といたしまして、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設、3つございます。常陸太田市里美カントリー牧場、常陸太田市里美温泉保養センター、常陸太田市総合交流ターミナル。団体名でございますが、財団法人里美ふるさと振興公社。指定の期間、平成18年4月1日から平成23年3月31日まで。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、常陸太田市里美カントリー牧場、常陸太田市里美温泉保養センター及び常陸太田市総合交流ターミナルの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次、26ページ、お聞きいただきます。議案第132号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成17年12月9日提出、市長名。

記といたしまして、公の施設の名称ですが、常陸太田市温水プール。指定管理者となる団体の名称ですが、株式会社サンアメニティ。期間でございます。平成18年4月1日から平成21年3月31日まで3カ年。

提案理由。地方自治法第244条の2第6項の規定により、常陸太田市温水プールの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次、27ページをお聞きいただきます。議案第133号常陸太田市道路線の廃止について、常陸太田市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。平成17年12月9日提出、市長名。

提案理由でございます。東連地地区築堤工事に伴う事業区域内の市道路線を廃止するものであ

る。

28ページ，次のページをお開きいただきます。記といたしまして，路線名が5路線ございます。これについても，山田川右岸の東連地地内の築堤工事，これに関するものでございます。これについては，国土交通省の所管で，工事は平成15年度から3カ年ということで，現在進んでおります。この中，29ページに位置図，30ページに廃止図がございますが，この築堤の中に入るものについて，今回，廃止するというものでございます。ごらんいただきたいと思います。

次，31ページをお開きいただきます。議案第134号常陸太田市道路線の認定について，常陸太田市道路線を認定したいので，道路法第8条第2項の規定により，次のとおり議会の議決を求める。平成17年12月9日提出，市長名。

提案理由でございます。市道路線網の整備に伴い，市道路線として認定するものでございまして，次のページに記として，路線名，起点，終点がございます。1387号から4路線ございますが，それぞれ33ページに位置図，34から36に各路線の認定図がございます。従前のものを，今回認定するものでございます。ごらんいただきたいと思います。

次に，37ページをお開きいただきます。議案第135号常陸太田市土地開発公社の解散について，公有地の拡大の推進に関する法律附則第2条第1項の規定に基づき，組織変更した常陸太田市土地開発公社を下記のとおり解散するものとする。平成17年12月9日提出，市長名。

記といたしまして，解散期日，平成18年1月31日，解散理由，常陸太田市土地開発公社に委託を行う新しい公共公用施設等の用地の先行取得事業が見込めないこと及び当該公社の住宅地の分譲事業がほぼ完了したことにより，解散するものである。

提案理由，常陸太田市土地開発公社を解散するため，公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき，議会の議決を求めるものでございます。

次，38ページ，議案第136号常陸太田市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について，市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により，なお効力を有するとされる同法第9条の3第1項の規定に基づき，従前の例により事務を行うこととしていた茨城県市町村総合事務組合について，地方自治法第286条第1項の規定により，平成17年8月1日から同年10月11日までの間に効力を生じた茨城県市町村総合事務組合を組織する地方団体の減少について，次のとおり協議するものとする。平成17年12月9日提出，市長名。

記といたしまして，今回，17年8月1日から10月11日までの6つの市がでございます。従前16あった市町村が6市の中に減少するというものでございます。

提案理由，茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数に減少が生じたことに伴い，地方自治法第290条の規定に基づき，議会の議決を求めるものでございます。

次，39ページをお開きいただきます。議案第137号茨城租税債権管理機構規約の一部改正について，市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により，なお効力を有するとされる同法第9条の3第1項の規定に基づき，従前の例により事務を行うこととしていた茨城租税債権管理機構の規約について，地方自治法第286条第1項の規定により，平成17年8月1日から同年10月11日までの間に効力を生じた茨城租税債権管理機構を組織する市町村の合

併に係る改正を次のとおり行うことについて協議するものとする。平成17年12月9日提出，市長名でございます。

提案理由，茨城租税債権管理機構規約の一部改正に伴い，地方自治法第290条の規定に基づき，議会の議決を求めるものでございまして，42ページに新旧表がございます。これ，対照表で現行と改正でございますが，従前62市町村が今回52ということで，前と同じの10の市町村が少なくなったものに対する今回の改正でございます。

41ページに附則がございます。この規約は，茨城県知事の許可のあった日から施行するとなっております。

以上，日程第2の説明を終わります。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

日程第3 議案第138号ないし議案第145号

議長（生田目久夫君） 次，日程第3，議案第138号平成17年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）について，議案第139号平成17年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について，議案第140号平成17年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第1号）について，議案第141号平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について，議案第142号平成17年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第3号）について，議案第143号平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について，議案第144号平成17年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）について，議案第145号平成17年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について，以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役 栗田健二君登壇〕

助役（栗田健二君） 今の前段の説明，38ページの議案第136号茨城県市町村というのを常陸太田市と説明したそうです。これは訂正させていただきます。済みませんでした。

次，横とじの予算でございます。

議案第138号平成17年度常陸太田市一般会計補正予算でございます。平成17年度常陸太田市の一般会計補正予算は，次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,147万3,000円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億4,610万5,000円とする。第2条債務負担行為の補正でございます。第2表による。第3条地方債の補正，第3表による。平成17年12月9日提出，市長名。

9ページをお開きいただきます。便宜事項別明細により説明します。

歳入でございます。9ページの主なものにつきましては，県補助金の中で，9の電源立地対策費がございます。これにつきましては，今回944万4,000円の減ですが，これは交付金の確定による減でございます。その下の原子力の関係で3,247万6,000円でございますが，これは新規事業でございまして，県が17年度から21年度の5力年間，関係市町村に核燃料取扱税

ですか、これは、県税として新設されたものを、定率によって常陸太田市に今年度から交付されるものでございます。

10ページが選挙、衆議院、知事のとおり、1,583万円の減。それから、基金繰り入れが3,969万円、これは財源調整で戻してございます。それから、雑入で3,386万5,000円ほどございますが、これは、里美風車が落雷によって羽根が損傷したということで、これは、歳出で同額損害保険料として出ておりますので、今回、歳入として見ております。3,360万がその分でございます。次、市債の2,170万円、これは、それぞれ事業があるとおり、事業の確定によるものの減でございます。

11ページが歳出でございます。議会費等でございます。それから、総務管理費の情報通信で1,428万3,000円が出ていますが、各支所等の台数の減とか入札差金等がこの中に入っております。

それから、12ページの中ほどに、里美牧場再開発推進費として3,360万、先ほどの歳入と同じでございますが、これが風車の修繕料でございます。徴税費として297万円、これが時間外勤務、滞納整理等の業務がこの中に入っております。

それから、13ページ、選挙関係はそれぞれ事業の完了に伴うもの、知事選、中部土地改良、衆議院選等でございます。それから、社会福祉費の中で、中ほどの身体障害者福祉費の中で、負担金692万1,000円ございますが、これは水府のひまわり、知的障害者の授産施設に伴う歳出でございます。それから老人保健で991万4,000円、これは医療費の増により今回の繰り出し増でございます。

15ページの方に、中ほどに児童福祉費の中で、児童措置費1,347万6,000円、児童扶養手当でございますが、これは受給者の数の増でございます。15ページの保健衛生費、それぞれございますが、予防費の中の13委託料825万5,000円、これは、乳幼児の中で日本脳炎が中止されたことに伴う今回の減でございます。

それから、16ページ清掃費の中で、繰出金で989万4,000円ございますが、これは、里美地区の戸別合併浄化槽の数が減った事業量の減に伴う減でございます。これは、特別会計でまたご説明いたします。それから、16ページの下の方の農業費の中で、今回、水府のライスセンター関係で、中ほどに、下から2行に経営体質強化施設整備事業費1,091万7,000円減っておりますが、この事業の内容が変更になりまして、今回、一番上の買ってもらえる米づくり産地育成支援事業ということで873万、これが内容的に入れかえになったものでございます。若干の額の変更がございますが、事業名の変更でございます。

それから、17ページに、農地費の中で山間急傾斜地帯単土地改良事業で1,750万、これは、里川と辰ノ口の排水路施設の今回のものでございます。これは、先ほどの歳入と同じものでございます。それから、林業費の中で、17ページの下の方に、工事請負費2,433万2,000円減でございますが、これは、林道開設改良舗装工事事業量の減により今回の予算減でございます。

それから、18ページの道路橋りょう費で、道路新設改良費の中で、今回、委託料1,200万、

工事請負587万でございますが、これは、委託料につきましては、県の安全快適なまちづくり事業ということで、今回、事業採択、来年に向けて猿ヶ橋線を1本入れておいて、今年度調査して、県の安全快適なまちづくり事業を採択しようとするものの調査でございます。あとは、事業等でございますが、橋りょうで1,270万でございますが、これは、浅川にかかっております瀬良田橋の橋りょうの整備工事の減によるものでございます。

それから、一番下の方に、下水道費で677万8,000円でございますが、これは、借換債による利子の減でございます。

それから、21ページの下の方に、農林水産で災害関係がございますが、これ、222万円、43万円、これは太田地区分の9カ所の大雨による災害、災害対象にならない大雨の、太田地区だけの9カ所の災害工事請負費でございます。

5ページに戻っていただきます。5ページの方に、第2表として債務負担行為補正がございます。今回、18年度として清掃センター炉運転維持管理、清掃センターのごみ収集業務、それぞれ限度額を今回債務負担として追加するものでございます。これは、来年の4月1日から業務を行うために支障のないため、今回、ここで補正させていただくものでございます。

次、6ページに第3表、地方債の補正でございます。これは、過疎対策費の中で、事業によって2,170万円減っております。それが、今回のこの変更でございます。

次、議案第139号、お開きいただきます。平成17年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算、平成17年度常陸太田市の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,324万1,000円とする。平成17年12月9日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細でございます。これは、6ページが歳入で、7ページが歳出でございますが、健康保険の中で、今後、来年の3月までに予想される額として、7ページの歳出でございます。退職者の方で120万ほど療養費、それから、高額療養の方で、一般の方で2,000万、退職者の方で3,600万ふえると予想されるものでございます。それについて、今回、6ページの歳入の中で、それぞれ国庫補助あるいは療養給付費交付金ということで、それぞれ負担するものでございます。その中で、不足するもの1,180万円は、財源調整として今回基金の中から出すものでございます。

次、議案第140号をお願いします。平成17年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算、平成17年度常陸太田市の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,888万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,617万4,000円とする。平成17年12月9日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細です。これにつきましても、先ほどと同じ6ページで歳入並びに歳出でございますが、これは、定率によって歳出を見るものでございます。歳出の方で、医療費の中では、医療給付費・扶助費で1億815万7,000円、医療費支給費・扶助

費で2,116万2,000円,それが予想される3月までの不足分でございます。

それから,償還金として2,302万5,000円は国庫清算金の返還。これに伴うもの,6ページの歳入で,支払交付金の中では,1の1項の支払基金交付金が全体の600分の324という数字で,今回この中で出ております。7,517万7,000円。次に,国庫負担金が3,965万8,000円ですが,これが600分の184。次が,県負担金が991万4,000円ですが,600分の46,それと同額,一般会計から600分の46で991万4,000円です。それから,さらに繰越金で4,422万2,000円,これは16年度決算によるものでございます。

次,141号をお願いします。平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算,平成17年度常陸太田市の下水道事業特別会計補正予算は,次に定めるところによる。第1条,歳入歳出予算の補正で,歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ677万8,000円を減額し,歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,200万5,000円とする。平成17年12月9日提出,市長名。

6ページをお開きいただきます。一般会計繰入金で677万8,000円,一般会計の戻しでございます。7ページが歳出で,今回,下水道事業債の借りかえの関係で,元金の方が110万5,000円,その利子の方が788万3,000円減ということで,トータル677万8,000円の減ということになります。これは,高資本対策債の借りかえのために利子の軽減がされたものでございます。

次,142号をお願いします。平成17年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算,平成17年度常陸太田市の戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算は,次に定めるところによる。第1条,歳入歳出予算の補正,歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,810万円を減額し,歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,626万1,000円とする。地方債の補正が第2表による。平成17年12月9日提出,市長名でございます。

7ページをお開きいただきます。歳入でございますが,1,800万6,000円の減,これは,浄化槽の事業費補助でございますが,これは,当初,108戸の事業を計画しておりましたが,結果的には54基と半分になったため,今回の減でございます。それに伴う一般会計繰入金989万4,000円の減,それから,市債の5,020万円の減,それぞれこの事業の減に伴うものでございます。

歳出につきましては,今,言っていますとおり,8ページにございますが,役務費で100万,委託料で580万,工事請負費で7,130万,それぞれ減でございます。

4ページに戻っていただきまして,4ページに第2表として地方債補正の変更がございます。これが,5,020万円,今回,下水道事業債を減額するものでございます。

次,143号平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算,平成17年度常陸太田市の簡易水道事業特別会計補正予算は,次に定めるところによる。第1条,歳入歳出予算の補正,歳入歳出の予算の総額に,歳入歳出それぞれ580万円を追加し,歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,597万8,000円とする。平成17年12月9日提出,市長名。

6ページをお開きいただきます。今回,歳入でございます。これは,前年度繰越金400万,

これは財源確保のための歳入でございます。雑入として配水管布設で180万でございますが、水府地区のグリーンラインの林道整備に伴う県の県北総合事務所の森林土木課が事業でやっております延長700メートルの道路でございますが、それに伴う補償でございます。

7ページが歳出でございます。工事請負費が、先ほど言いましたとおり浄水場設置が、今回なるわけですが、需用費の467万、工事請負費が867万ですが、今回、これを需用費を工事請負費の方に変えまして、従前里美地区には源水汚濁計というのがございましたが、今回、給水の方の汚濁計を設置することによって安定した水を確保しようということで、その経費の設定でございます。配水管につきましては、先ほど言いました180万、水府地区のグリーンラインの委託料でございます。

以上で、議案第138から143までの説明を終わります。

議長（生田目久夫君） 水道部長。

〔水道部長 西野勲君登壇〕

○水道部長（西野勲君） 議案第144号及び議案第145号について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

初めに、議案第144号常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります、1ページをお開きいただきます。

第1条が総則でございます。第2条は、業務の予定量の補正でございます、平成17年度常陸太田市水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。(4)主要な建設改良事業で、7,200万円の減額補正し、4億2,691万円とするものでございます。第3条が収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款で105万5,000円の減額補正し、10億9,650万5,000円とするものです。第4条が、資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額3億6,736万1,000円を3億1,164万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,210万9,000円を1,875万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億4,525万2,000円を2億9,289万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

次のページをお開きいただきます。収入の部でございますけれども、第1款資本的収入が、1,650万円の減額補正し、3億6,307万円とするものです。支出ですが、第1款資本的支出で、7,221万3,000円の減額補正し、6億7,471万8,000円とするものです。第5条が、企業債の補正でございます、起債の目的は、送配水施設建設事業費で、限度額3億1,000万円を2億9,500万円とするものでございます。平成17年12月9日提出、常陸太田市長名。

補正内容につきましては、補正予算明細書にてご説明申し上げますので、9ページをお開きいただきます。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、1款1項1目の16節委託料、105万円の減額補正でございますが、これは事業の確定によるものでございます。

次に、2目16節の委託料でございますけれども、154万3,000円の減額補正、これにつ

きましても、事業の確定によるものでございます。

次に、2項1目46節の企業債利息でございますが、74万2,000円の減額でございます。これにつきましては、高金利対策借換債の利率の確定によるもので減額をするものでございます。51節の消費税でございますが、220万円の増額でございますが、これは、後ほど第4条予算の中の工事費の減額に伴う仮払い消費税の見込みが減少したために、消費税の納付額が増加する見込みでございますので、220万円の増額補正をしてございます。

10ページをお開きいただきます。資本的収入及び支出の収入で、1款1目1節の企業債でございますが、1,500万円の減額補正でございます。これは、事業の確定によるものでございます。2項1目2節の工事負担金150万円の減額補正ですが、事業の確定に伴うものでございます。

次に、支出ですが、1項1目2節の工事費7,200万円、これにつきましても、事業の確定、入札差金等でございます。次に、30節の元金償還金でございますが、借換債の利率の確定に伴う元金の減額でございます。

次に、議案第145号についてご説明申し上げます。常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第3号)についてでございます。

1ページをお開きいただきます。第1条は、総則でございます。第2条が、収益的収入及び支出の補正で、平成17年度常陸太田市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款工業用水道事業費用を158万9,000円減額補正し、1億3,725万1,000円とするものです。第3条が、資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額3,923万9,000円を3,963万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金3,923万9,000円を3,963万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款資本的支出39万8,000円の増額補正し、7,533万7,000円といたします。平成17年12月9日提出、常陸太田市長名。

補正の内容につきましては、6ページの予算明細書でご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の支出でございますが、1款1項1目の委託料50万7,000円の減額補正ですけれども、事業の確定に伴うものでございます。2項1目企業債の利息でございますけれども、108万2,000円の減額でございますが、高資本対策債の借換債の利率の確定に伴い、減額補正するものでございます。

次に、支出でございますが、1款1項1目30節の元金償還金でございますが、39万8,000円の増額補正につきましては、高資本対策債の借換債の利率の確定に伴い、増額補正するものでございます。

以上で、議案第144号並びに145号についての説明といたします。

議長(生田目久夫君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

議案第123号から議案第145号まで、以上23件を一括議題といたし、通告順に発言を許します。

1 番益子慎哉君。

〔 1 番 益子慎哉君登壇 〕

1 番（益子慎哉君） 先に通告しておりました質疑に対して、ただいま議長より許可が出ましたので、質問いたします。

指定管理者制度についてお伺いします。指定管理者制度は、公の施設において、多様化する住民ニーズに対応するため、民間事業者の経営のノウハウを活用することが有効であり、この制度の活用により、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としてできたものです。今回、提案された指定を受けようとする指定管理者のほとんどは、民間事業者ではなく、従来の制度である管理委託制度の中で委託を受けていた事業者で、名前だけが変わった随契のように思えますが、どのようにお考えなのかお伺いします。

また、次に、公募によらない選定がほとんどであります。公募によらない選定にした根拠というのはどういうものがあるかお伺いします。私としては指定管理者の選定の理由が不明確であり、本当に民間に出す気があるのか、疑問が残る案件があると思います。例えば、斎場の施設では、里美ふるさと振興公社を指定管理者とする選定になりましたが、何か問題があるように思います。市内には、専門的な管理運営のできる業者が多く、民間の活力により効率的でかつ質の高いサービスを住民に提供できると思いますが、その辺どう思いますか。

また、もう一つ、今回、指定管理者に指定を受けようとする業者の中で、代表取締役、また理事長として市長がなさっている事業所があります。指定する方と指定される方が同一の人物では、法的に問題があるのではないかと思います。この点ではどうようにお考えなのかお伺いします。事業計画、そして収支が例えば悪くなっていった場合に、市が支払う管理費用などで補てんしていくような形になっていくのではないかと思います。その辺どのようにお考えなのかお伺いします。

以上、ご質問申し上げます。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。総務部長。

〔 総務部長 萩谷暎夫君登壇 〕

総務部長（萩谷暎夫君） 議案第 1 2 8 号から議案第 1 3 2 号についての指定管理者の選定基準等につきましてのご質疑にお答えいたします。

初めに、公募による施設と公募によらない施設を、どのような基準で区別をしたのかというご質問でございますが、指定管理者の募集手続につきましては、「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に募集手続が定められております。第 2 条により、原則的に公募するものとされております。しかし、一定の要件を満たす場合には、公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる旨の規定が第 4 条に定められております。すなわち、当該公の施設の性格等により公募することが適さないと認めるとき、2 として、地域団体の特性を生かすことで、より事業効果が期待できると認められるとき、3 として、公募に対して応募者がいないときなど、5 項目の要件を定めております。この基準に基づきまして、指定管理者選定委員会におきまして、どのような方法で指定管理者を募集するかについて検討がされたところであります。

今回の議案におきましては、公募による方法が温水プールの1件、公募によらない方法が、市営斎場と西山の里観光施設と水府竜神観光施設・水府ふるさとセンター・水府竜神ふるさと村・水府観光物産館及び里美温泉保養センター・総合交流ターミナル・里美カントリー牧場の4件となっております。今回、観光施設に対しまして応募によらない方法で指定した指定管理者は、すべて公益法人であります。常陸太田市公益事業団、株式会社水府振興公社及び財団法人里美ふるさと振興公社の3つの事業者であります。これらの事業者は、当該施設の建設にあわせ、当該施設の管理運営のために設立された団体であったり、当該地域の振興・経済活性化を目的に、観光事業や地場産品の流通促進に貢献してきた団体であります。いずれの団体も、活動の実績と信用を持ち、地域外の民間営利事業者には変えがたいものであるとして、第4条第1項第2号の「地域の団体の特性を生かすことでより事業効果が期待できると認められるとき」に該当すると、指定管理者選定委員会において判断されたものであります。

また、市営斎場につきましては、市町村合併前より、既に里美斎場に指定管理者制度が導入されております。今後は、両施設の管理運営を一体的に行うことが、施設管理の合理化に資することの判断から、同条例第4条第1項に規定する「当該公の施設の性格により公募することが適さないと認められるとき」に該当するとして、公募によらず、里美斎場の指定管理者である里美ふるさと振興公社を選定したものであります。

次に、今回、公募によらないものとされた施設について、今後どうなるのかというご質問にお答えいたします。

今回は、指定管理者制度導入に伴う初めての指定ということもあり、管理運営形態の大幅な変更による住民サービスの低下を避けるためにも、信頼と実績のある公益団体に、募集によらず指定したところでありますが、今後は、市財政の健全化を優先課題として、施設管理費の合理化とともに、団体維持のための経費の節減を図るため、独立の企業として存続できるよう、団体の経営改善を行い、次の指定管理者選定期間には、公募制を導入することも検討していきたいと考えております。

それから、指定管理者による公の施設の管理、これは、議会の議決を経た上で地方公共団体にかわって行うものでありまして、地方公共団体と指定管理者が一般的な取引関係に立つものではないため、いわゆる請負に当たらないという解釈がございます。したがって、自治法上の兼職禁止の規定は適用されず、長や議員本人または親族が経営する会社も、指定管理者として指定することができるという解釈がございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（生田目久夫君） 1番益子慎哉君。

〔1番 益子慎哉君登壇〕

1番（益子慎哉君） その指定管理者の制度の中で、128番から132番目まで、また引き続きご質問申し上げます。

2回目の質問なんですけれども、ただいま質問した形で答えていただいたんですけれども、公募によらないものの中で、団体の特性とかそういうことで、観光施設というのは、今までのとおり、従前のおりにやっていくというのは大体わかったんですけれども、次の斎場の件なんです

けれども、むしろ私は、常陸太田の斎場の管理というのは、民間業者の方が全然適正であるし、活力とかノウハウなんかを持っている。現に、例えば里美の斎場の運営とかその中では、民間の業者なんかにお手伝いをいただいているというような話もあるというふうに聞いておりますので、もっと広く民間のノウハウを活用した公募というのを求めるべきなんじゃないかと思います。

もう1点なんですけれども、法的には問題ないと。市長と、出される方と、例えば受ける観光施設に対して、受ける里美振興公社、水府振興公社などの長をやっている問題ないと言われますけれども、例えば管理費用を決定する段階で、先ほども言いましたように、経営努力をしないでというか、経営努力をあんまりやらないのに、だんだんおかしくなっていくときに、やっぱりそれだけの管理料というのが、その分上乘せになる可能性が多いんじゃないかと。いろいろな方向で、例えば市長が経営関係でみんなから質問されるときに、その辺の答えというのが、だんだんその観光使用料の中で賄われることが多いんじゃないかと。

それと、法的に本当に問題がないのか。私、中で調べまして、例えば管理停止という規定があるんですよ。管理停止規定の中で、例えばそれに対して……、管理停止というのがあって、その中で異議ある場合は、要するに法的な手続を追ってこれというように条項というか、規約があって、その中で、例えば市長と振興公社代表の市長がそこで訴訟なんかができるのかって、その辺に対してかなり触れると思いますけど、その辺どのようにお考えなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

また、管理委託料の中なんですけれども、今までの管理費と管理委託料の増減というのはどういうふうなのか。かなりふえているのか、今度、管理委託料というのは決定されると思うんですけれども、今、仮協定の中に入っていると思うんですけれども、その辺の関係というのを、ちょっとお答え願いたいと思います。

以上です。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 市の斎場につきましてのご質問がございました。ご案内のとおり、市の斎場につきましては、すべての市民が利用する施設でありますので、火葬場、霊柩車、そして葬祭場と3点セットで、やはり市民が、スタンダードでシンプルな、簡素な葬式をしないと、そういう利用者に対して低額でサービスをできるようにするために、公的につくった市の斎場につきましては、準公営である財団法人里美ふるさと振興公社に委託をいたしまして、里美の葬祭場と一体の形で運営する方がいいという判断で、今回、公募によらない方法にいたしました。

議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） 再度の質疑にお答えいたします。

長、具体的に言いますと市長が、その法人の代表者等になっている場合にはということですが、先ほど1つの解釈を申し上げましたが、指定管理者の選定につきましては、公の施設の設置の目的を効果的に達成する観点ということもあります。当然、公正になさなければならない

いということでございまして、先ほどお話ししましたように、当然であります、本当に公正さを保たなきゃならないということでもあります。繰り返しになりますが、1つの解釈といたしまして、長等が代表者であっても、指定することができるという1つの解釈がありましたので、申し上げたわけでございます。

それから、委託料の増減ということではありますが、それぞれの……、ちょっと済みません。

大変失礼いたしました。管理委託料の従前の委託料と、試算されている委託料との差ということでございますが、それぞれ算出をしておりますが、増減であります、ほとんどが減額になっている。一部には、増額ということで示されているものがありますが、これにつきましても、契約までに調整といいますか、その代表の方も含めて、話をしていきたいというふうには考えております。

議長（生田目久夫君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 先ほどご質問の中で、市営斎場についての、民間業者の管理にゆだねてはというお話がありましたが、先般、条例を見ていただきますとわかりますように、市営斎場につきましては、従来どおり、斎場建物そのものの管理は指定管理者がいたしますが、中で行う葬祭事業については従来どおり民間の方にお使いいただく、そういう方向でありまして、内容的に里美ふるさと振興公社がその祭典事業までを行うということにはなっておりませんので、念のためご承知おきいただきたい、そういうふうに思います。

それから、指定管理者の代表役を市長兼務という格好になっている状況でございます。今、指定管理者制度が導入されまして、これから行っていくと。その過程において、ただいま現在、その指定管理者の代表役を従来のごとく市長が務めていること、このこと自体は違法ではありませんけれども、これから先のそれぞれの管理形態の中で、管理をしていく効率向上その他を考えますと、市長が兼務ということでは、いささか時間的な、あるいはそういう点で支障があることは事実であります。したがって、できるだけ早い機会に、その指定管理者の代表者その他役員についての見直しをしていく必要がある、そういうふうに認識をいたしております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 1番益子慎哉君。

〔1番 益子慎哉君登壇〕

1番（益子慎哉君） ただいま市長並びに関係部長からお答えいただきまして、ありがとうございます。市長におかれましては、できるだけ早い時期に、その振興公社とかその辺の役員というのをおおりになるということで、私も基本的に、水府村のときから、水府の振興公社の中で、いろいろと観光関係で話し合ったとき、やっぱり補助金等もらう側だと、どうしてもその中の職員とかそういう人が甘えちゃって、これは半分公なんだとか、ほとんど公で面倒を見てくれるからいいんだというような考えで、どうしても甘くなっちゃうということで、まして今度、指定管理者制度になるのであれば、やっぱりそのように進めていただきたいとします。

1つだけ、斎場の件なんですけれども、やっぱり公募によってどんどん民間活力を入れていく

というのは、今回はどうかしれませんが、次回からは、要するにそういう形でどんどん入れて、民間活力とか、そういうのを入れて、コスト削減にもつながると思いますので、その辺、公募によるものの方向で進めていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 次、26番立原正一君。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番（立原正一君） 26番立原正一でございます。通告順に、順次質疑をまいります。私の方でも、簡潔に質疑をいたしますので、答えも簡潔にお願いしたいということを前段申し上げまして、入ります。

私は、議案第125、126、127、128、129、130、131、132、135、9つの議案につきまして質疑をいたします。

初めに、議案第125号でございます。常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

本件につきましては、私も何度かお話を申ししていたわけですが、やっとここに来まして、昼夜料金の改定をするというふうなことが出てきましたものですから、それに関しまして1つだけですね……、2つですか、2つだけ質疑をいたします。

まず、1点でございますが、子供料金が大人料金ともにマイナス100円としておりますが、この算出基準と理由ですね。

2つ目なんですけど、ここに来まして、昼夜料金の改定に至ったこの理由です。以前もこの中で、この総合福祉会館ができたときに、軽食等をさせてもらえないかというようなことがありましたが、建設目的によってそれはできないという話がありまして、当初はそれをやっていなかったわけですね。ところが、市民の方からいろいろご意見が出まして、それも後になりましてオーケーですよというふうに出されておりますが、その2つの点をここではお伺いしていきたいと思っております。

次に、126でございます。常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、先ほどの説明の中で理解をしております。そこで、2つお伺いいたします。

表の数字ですね、別表第3（第5条関係）というところに、霊柩車利用料金という表を出されたというご説明をいただきまして、それはわかりましたが、この数字そのものに関しまして、これは適正なのか、その算定基準はどのようなものを利用して出したのか。

もう1点は、公の斎場といたしまして、里美にも新しく設置されました。それらとの相関はどうなっているか。この2点をここで伺いいたします。

次に、127でございます。簡易水道事業給水条例の一部改正でございます。これにつきまして、ここでも説明いただきましてわかりましたが、2点をお伺いしておきます。一応疑問となったものですから。

まず1点目でございます。この表を見ますと、地区的に数字に相違がある。これは、メーター

の口径、配水によりまして、加入分担金が水府地区、里美地区、おのこの数字が出ておりますが、それが違ってございます。当然、これは違いがあってしかるべきでございますが、その中の水府・里美にあまりにも差があるということでございますから、その辺を、建設当時にさかのぼるかと思いますが、その辺のところでご説明をいただきたい。

2つ、それから、この表の中に、水府地区につきましては50ミリメートル以上、里美地区につきましては75ミリメートル以上というように、この分担金のところに「市長が別に定める」と特記がされてございます。この辺も質疑をいたします。

次に、128から132、指定管理者の件でございますが、前段の益子議員の方で疑問点につきましていろいろ尋ねていただきまして、理解をいたしました。私は、まずその中で、この指定管理者の目的が、この状況を見ますと、従前の公の外郭団体がただ居座るというふうなことでございますので、所期の目的も達成できるのか。

もう1点は、経費的に、少なくなっているものもあるが、プラスもあるというご説明がありました。まず、おのこの各議案ごとの経費節減額、当市の利益金ですね、どのようになっているのか、その2点をお伺いいたします。

それから、最後になります。135号でございます。土地開発公社の解散の件でございます。これにつきましては、いろいろ諸般のところから、それから県の方でも、大分事情が変わったというようなことで、そのように進められておるということでございますので、これは当然やっていただいてよろしいのかなと考えておりますが、2つここでお伺いしておきます。

解散によるメリット、メリットという表現が正しいかどうかわかりませんが、この辺について、多分あるだろうというふうな考えておりますが、詳細を伺います。

2点目でございますが、残されました土地、市の方のこういう土地が、結構小面積の中でぼつぼつあるのはわかります。それらが今後販売等を促進されるものか、今後の動向についてをお伺いします。

以上で、第1回目の質疑を終わります。

議長（生田目久夫君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 議案第125号常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目、夜間料金の設定についてでございますが、このたびの夜間料金の設定につきましては、5時以降も多くの方が温泉施設を利用いただけるようにするものでございます。通常料金大人600円、小児300円を、それぞれ100円ずつ値下げをしまして、大人500円、小児200円とするものでございます。

値下げ率としましては、大人が、入湯税を差し引きまして450円を350円に、22.3%の値下げとなります。小児につきましては、入湯税はございませんが、300円を200円で、33.4%程度の値下げとなるわけでございます。

それから、2点目でございますが、夜間料金の設定の背景でございますけれども、当会館の浴

場施設の5時以降の利用者が少ないということでございます。それから、勤労者の方も含めまして、より多くの方にご利用いただきたいということで、湯につかりまして、1日の疲れをゆっくりとりまして、健康の増進等を図っていただきたいと思っておるところでございます。それから、夜間利用者は滞在時間が5時以降8時まで3時間余りでございまして、非常に短いということで、夜間料金の設定をさせていただくわけでございます。

以上です。

議長（生田目久夫君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 最初に、議案第126号関係について、2点、お答えをいたします。

運行料金の算定基準についてであります。昭和41年、常陸太田市霊柩車使用条例として制定し、運行してまいりました。料金につきましては、関東運輸局から平成元年3月24日に認可された運賃が利用料金になっています。料金決定につきましては、国土交通省が定めている一般貨物自動車運送業、霊柩車の運送に限るの運賃及び料金並びに適用方によって、関東運輸局が当時定めた運賃の基準額を適用し、運賃率は普通車の基本額として7,250円、走行距離によるキロ加算、また、割増率、割引率を定めた基本額に準じて算定しています。

次に、里美斎場との相関関係についてであります。今回、霊柩車運行業務を市営斎場条例に加え、火葬場、告別式場、霊柩車運行業務の3点セットで、財団法人里美ふるさと振興公社に管理を指定するものであります。里美斎場は、既に同振興公社が指定管理者となっておりますが、告別式場のみの条例制定であり、直接関係はございません。基本的には、財団法人里美ふるさと振興公社が一体的に運営することになるわけですが、市営斎場に総合的な窓口を設置することとなっておりますので、利用者はあくまで市民として申し込みを行うことで、問題はないものと考えております。

次に、128号関係の斎場関係の経費の件でございますけれども、この件につきましては、今の段階で、歳入歳出差し引きで約178万円くらい縮減になると思います。それから、職員の人件費、職員の分として0.5人分の縮減ができるものと思っております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） 128号から132号までの、公の施設に係る指定管理者の指定についてのご質疑にお答えいたします。

この指定管理者の指定につきましての目的ということでのご質疑であります。これは、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることが目的でございます。

議長（生田目久夫君） 産業部長。

〔産業部長 沼田久雪君登壇〕

産業部長（沼田久雪君） 議案第129号公の施設に関する指定管理者の指定の中で、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の中で、西山の里観光施設の桃源についての収益といたしますか、内容といたしますか、そういうふうなご質問がございました。

平成16年度の決算状況でいきますと、大体9,100万の全体的な収入、それに対して支出と。それに対しまして、平成16年度については1,052万6,000円の委託ということになっておりました。今回、指定管理者のこの指定に向けた話し合いの中で、改善関係の話し合いを行いました。こういう中で、今現在の西山荘への入場者、あるいは施設の管理、西山荘と周辺の重要な環境を維持していくというような役割、こういうものを見たときに、管理の指定の委託料の問題につきましましては、当然、今後の改善努力というものをしていきたいということがございます。こういう中で、増員に向けた取り組みと、それから、経営販売の向上の取り組みだとか、それから、人員の削減の努力とか、こういうものを今後に向けて取り組んでいくというようなことで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 市長公室長。

〔市長公室長 柴田稔君登壇〕

市長公室長（柴田稔君） 議案第135号常陸太田市土地開発公社の解散についてのご質疑にお答え申し上げます。

まず、第1点目の、常陸太田市土地開発公社の解散に伴う経費面でのメリットというご質疑でございます。開発公社においては、役職員、これらの減による人件費の減ということがまず考えられます。そういう中で、職員については市の方に受け入れるというようなこととなりますので、これらの役員の報酬と職員一部の給料というのが入りますと、約430万程度の減が見込まれる。また、市において土地開発公社に先行をお願いした土地を、さらに市が買い入れた場合に、土地開発公社において3%の事務費がかかるということになりますが、これらが今後は必要なくなるというのがメリットということで考えられるかと思っております。

次に、2点目の、土地開発公社から引き継ぎをした土地の今後の運用はどのようにするのかというようなご質疑でございますが、まず、市の利用計画が定まっている土地につきましては、その計画に基づく事業用地として活用がされると。次に、市の活用が可能な土地、公社から引き継いだ可能な土地、これらについては、市有地として今後活用ができるというようなこととなります。それと、各種事業の代替地としても活用ができるということが考えられます。それと、住宅用地または利用計画が定まっていないような土地については、これらについて、市の方で公募して処分するというようなこともできるということになると思っております。具体的なこれらの土地の利活用につきましては、市の土地利用協議会等で検討をして、方向づけてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（生田目久夫君） 水府支所長。

〔水府支所長 小林平君登壇〕

水府支所長（小林平君） ただいまのご質問の中の130号議案公の施設に係る指定管理者の指定の中の、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称の中の水府竜神観光施設、水府ふるさとセンター、水府竜神ふるさと村、水府観光物産館、以上の施設を株式会社水府振興公社に指定管理者の指定というようなことでの議案についてご説明申し上げますと、この中で、経費の削減、この辺についてどのように見込んでいるかというようなことですが、ちなみに、現在まで、水府振興公社に委託しておりますのが、5,127万2,000円というような金額ですが、今回、指定管理をお願いしようとする振興公社からの見積もりといいますが、そういう計画書によりますと、4,649万円というような金額が示されておまして、これについては、やはり経営努力ですか、今後のそういう意気込みが見られるような内容でございました。

また、水府振興公社の場合には、竜神大吊橋の管理というものもやはり入っているわけですが、これについては、年間で約二十三、四万人というような渡橋者の数を見ますと、これらについては、6,000万円以上の収入があるというような中でございますが、これについては、公社には直接的には入らず、市の方の歳入として入るわけでございます。それらのうちの管理費分も合わせたものが振興公社へ、今後指定が決定されれば、こういうものも含めてお願いしたいというような数字の中での金額でございます。

いずれにいたしましても、今後、こういうものの内容、こういう経営改善、こういうものも含めまして、振興公社とは内容をさらに詰めていきたいというような考えでございます。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 里美支所長。

〔里美支所長 藤田宏美君登壇〕

里美支所長（藤田宏美君） 議案131号の里美カントリー牧場、それから温泉保養センター、総合交流ターミナルの指定管理の関係の、経費の節減の質疑にお答えをいたします。

当振興公社の方から、この指定管理に当たって事業の見積もりというか、収支の計画書を提出していただきました。その中では、3,100万円の指定管理料という数字になっております。17年度のこれらの施設の管理委託料としては、17年度2,200万円の管理委託料を支出する予定で今あります。したがって、900万円ほどの増という数字になりますけれども、契約するに当たっては、これからの問題でありまして、里美カントリー牧場、それから温泉保養センター、交流ターミナル、こうした施設の経費を再度精査をしたいと考えております。契約の時点で、現在の施設管理経費に近づけるように、振興公社の方と再度協議をしてみたい、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（生田目久夫君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長（岡部恒雄君） 議案第132号についてお答えをいたします。

第1点目の、指定管理者制度導入の目的は達成されているのかというふうな1点目でございます。

したけれども、これらの条件を満たしているというふうに理解をしております。

それから、経費的に少なくなるのかというふうなお尋ねでございましたけれども、これらにつきましては、17年度と、これは決算見込みになりますけれども、18年度を想定した場合には、おおむね10%ぐらい削減できるというふうに想定をしているところでございます。なお、今後でございますけれども、議決を承認可決いただいた後には、本契約、本協定というふうな形になりますので、再度、そういうふうな中で協議をしながら、削減に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 26番立原正一君。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番（立原正一君） 2回目の質疑に入ります。

質疑に対する答弁をいただきまして、ありがとうございました。しかし、わかったようなわからないような、今までの議会の答弁と全く違うように、的が外れたような答弁が出てきておりまして、理解に困惑しているのが今の現状でございます。

126号、これは説明を聞きまして、これもちょっとわからないというのが現状でございますので、その点を話し、再度答弁いただきたいと思っております。

126でございますが、これも、いろいろこの算定基準等につきまして、説明を受けたわけでございます。これが、説明入っていませんでしたね。126ですね。

それから、次に、128から132号でございます。指定管理者でございますが、おのおの個別にご答弁をいただいたわけでございますが、必ずしも答弁に対しまして答えが出ていなかった。これは、今度、初めてそういうふうなことを始めていくわけですから、当然そうかと思えます。しかし、今までの公の機関よりは、今度は指定というふうにしたわけでございますから、今後、議会の議決を経た後に努力しながらやっつけようというふうな答弁は、ちょっと問題だろうというふうに考えております。今までの公の場合には、一応委託とか受託とか、そういうふうなことで契約がされるわけですね。今度、指定管理者というのは、それと全く違うわけでございますよね。この辺が説明がされていないわけですよ。ですから、私は、この件に関しましては納得できません。再度、その辺の私の質疑に対しまして、目的は達成するのかということに対しまして、「目的は達成していると考えています」と。じゃあ、何をもち、従来の公の機関のときと、この指定したとき、どのように、どう変わったのか。

1つ申し上げますと、私は、里美の売店等、あの辺を家族で行ったときに、全く無愛想なんです。アイスを買うとか、ジュースを買おうと行きますとも、ただ商品を手渡して、お金を出して、ありがたいでもない、何でもないわけですよ。そういうところだろうということになりますと、これが本当に公のそういうところだったのかなど。公の方からの委託料的にも払っていたものに関しまして、ちょっと疑問を持ったわけでございます。それが、今度指定になるということは、目的が、サービスと経費削減を当市が求めるわけですよ。それがどういうふうになって、だから指定にしたんだということが、全く触れられていないわけですよ。その辺を再度お聞かせ

いただきたい。

それから、経費の目的につきまして、見込み額につきましては、私も幾ら幾ら取れということとは申し上げません。ただ、今までの公の機関からこの指定にしたというのは、全く民間でございますから、その辺は、ただ居座り的なこういう形の中で、指定管理者ですよなんて堂々と言うような、そういうことでは市民が納得しないと私は思いますよ。そういう面で、この件に関しましては、再度、この額までは結構ですから、目的を達成するのかという質疑に対しましてご答弁いただきたい。あとの件につきましては、結構でございます。

2回目を終わります。

議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） 再度のご質疑にお答えいたします。

先ほど、指定管理者の目的ということでご答弁申し上げました。繰り返すわけではございませんが、この目的に合わないということになりますと、いろいろな条件がありますけれども、取り消しといたしますか、変更というものもございます。それで、それぞれの指定管理をする期間というのが定めてありますので、その間に不都合があると認められるときには、公募によらないものが公募によるものというふうに、競争の原理を入れながら、いたしたいというふうに考えております。

議長（生田目久夫君） 里美支所長。

〔里美支所長 藤田宏美君登壇〕

里美支所長（藤田宏美君） 1度目の質疑の中で、127号の質疑の答弁が漏れました。申しわけございません。お答えいたします。

加入分担金に係る水府地区、里美地区の分担金の相違ということでありましてけれども、加入分担金そのものは、一口で言いますと、その施設整備にかかった総事業費から、国・県の補助金、あるいは一般会計からの繰入金、そして起債、それらを差し引いた残りの事業費を、計画した給水地域の数で割る形で分担金を設定するわけでありまして。

したがって、それぞれの地域で、形態環境も違いますし、財政状況も違います。そして、自然流下を活用するか、あるいはポンプアップをする施設が多いか、そういうことによって総事業費も相当違いますから、それぞれの自治体で分担金の相違が出てくるものと思っています。

里美では、昭和48年を最初に、この簡水事業が始まりました。ご質疑の細かい事業費積算の数字、つかまえるのにちょっと時間的なものはありませんでしたので、金額の根拠は、数字的な根拠は答弁できませんので、その辺の事情をご理解いただきたいなと思います。

この同じ別表の中で、「市長が別に定める」という件の質疑でありますけれども、里美地区においては、この別に定めるの規定を適用したのは、ぬく森の湯を建設する際の1件だけであります。これは、公設ということで分担金は免除したわけでありましてけれども、そうした特殊な取り扱いになりますので、そうしたものが発生した場合に、公益的な施設であるのか、あるいは地域にもたらす経済的な波及効果がある施設なのか、地域の活性化につながる、そういった施設なのか、

その辺を考慮して分担金をケース・バイ・ケースで決めるために、特に「市長が別に定める」という規定をしているものであります。

それから、指定管理の関係で、議案131号の里美のふるさと振興公社にかかわる2回目のご質疑でありますけれども、指定管理者ではないんで、こうします、ああしますということは言い切れないんでありますけれども、指定管理者に対して委託料を支払う立場から、良好な運営ができるように指導をするという義務はあると思います。同時に、運営しやすい状態にする必要もあるかと思えます。つまり、管理者の経営努力というのはもちろんでありますけれども、管理者がこういうふうになれば改善できる、そうすればよいというようなことを考えても、条例あるいは規則での縛りというものがあります。例えば、休業日であったり、営業時間、あるいは料金等の問題がこれらに当たるわけでありまして、これらを逸脱できないわけでありまして、設置目的を損なわない限り、また関係法令に違反しない限り、条例改正などをしまして、最良のサービスができる条件を改善すべきだと考えております。

以上です。

議長（生田目久夫君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長(綿引優君) 霊柩車の運行料金の算定基準についてお尋ねがございましたので、再度、答弁いたします。

これにつきましては、国土交通省が定めている一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を適用して、当時、太田市の定めたものでございます。これにつきましては、議案の10ページにございますように、霊柩車の利用料金ということで、賃率の内容とか金額とか、それから基本額とかというのが書いてございますが、それから加算額、キ口加算額、それから、利用料金割増及び割引率というようなことが書いてありますが、これは、基準額として国土交通省が当時定めた、関東運輸局に申請いたしまして決定した、それに準じた金額でございます。

それから、里美の斎場とは霊柩車は直接関係なく、市民が申し込めば、霊柩車は利用できるものでございます。

以上です。

議長（生田目久夫君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長(岡部恒雄君) 議案第132号でございますけれども、指定管理者に移行することによっての長所というふうな点かというふうに思いますけれども、1つ挙げられますのは、特色がございますのは、快適な運用のための実現というふうな形では、市民参加型のイベントを取り入れながら開催をするというふうな形を言われてございます。

それから、事業企画の中では、新規事業として、キッズあるいはシルバー、生活習慣予防、あるいは障害者等の教室等を導入すると、こういうふうなことになってございます。これは、既存教室は当然維持するというふうな形でございますが、新たにそのような形のものでございます。

それ以外にも、新しいカルチャー的なものを取り入れて、従来より、この指定管理者導入、民間公募によりますところの特性を生かした部分の中で、活動をする予定になってございます。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 26番立原正一君。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番（立原正一君） ありがとうございます。3回目の質疑に入りますが、いろいろ話を持ち出しまして、まことに申しわけありませんですが、やはり、この指定管理者につきましては、従来と違うことでやるわけですから、今、教育次長の方から、イベント的な面も含めた形の中で広く運用していきたいというふうな新しい発想もいただきましたので、指定管理者になればそういうことが目的だろうというふうに考えておりました、そうすれば市民も多くそれに参加して、いろんな味わいもしていただきまして、そういう事業に対する好感度も出てきて、参加されるだろうというふうに思いますので、民間にすることによって、やはりそれが快活化といいますが、活性化するように運用をご指導しながらやっていただきたいなということを申し上げまして、あとは、各委員会の中でもまたこれが論じられると思いますので、そちらの方でもちょっとやっていきたいというふうに考えておりました、ありがとうございました。

最後になりますが、この件に関します市長のご所見をいただきまして、終わりたいと思います。

議長（生田目久夫君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 本当に真剣なご質疑をいただきまして、ありがたいところであります。

ご案内のとおり、今回、指定管理者制度に移行する中で、どの施設をとりましても、これまで経営的にプラスサイドになっている施設はただの1つもございません。その中で、今まで経営努力をしまいいりましたけれども、これからの指定管理者に移行する中であって、すぐに民間の企業その他に移行できる温水プールのみはいたしましたけれども、それ以外については、さらなる経営努力を重ねていくということが、まず今、大きく要求をされているところであります。経費的にも、全体としてはそれを圧縮するのは当然のことです。そういう中で運営を厳しく見ながらやっていきたい、そういうふうに思います。

そして、5年間の契約の中で、それらを見直しする中で、どうしてももうそこがだめであるというような判断に至りましたときには、ほかの業者、企業等への委託も当然あり得るわけですから、厳しい目でその運営の中身を見守っていききたい、そういうふうに思っております。

議長（生田目久夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時00分再開

議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

45番高木将君。

〔45番 高木将君登壇〕

45番（高木将君） 45番高木将でございます。通告に、議案第127号常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について、議案第128号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、この2件について通告してありますので、順次質疑をしてみたいと思います。これら2件につきましては、さきにお二人の議員から質疑がございました。私は、観点を改めて質疑をさせていただきますので、答弁方よろしくお願ひいたします。

まず、議案第127号でありますけれども、発言の中にも、この加入分担金の違いについての質疑がございましたけれども、私は、水府地区の13ミリメートルが12万6,000円、そして、里美地区が13ミリが5万970円と、2倍強の分担金の差がございました。今回、現行案と改正案ということで、料金等の軽減または免除等を一番最後に持ってきたというような議案の一部改正でありますけれども、この数字、加入分担金の差についての協議が今までどのようにされてきたのか、その点をお尋ねしたいと考えております。もちろん、この13ミリ以外にも、当然差が出てきているわけありますけれども、この辺について、担当所管の中で協議がどのようになされてきたのかをお尋ねするわけあります。

いずれにいたしましても、合併時の調整項目1,099項目でしたか、の約8割が、現段階で調整が済んでいるように聞き及んでおります。残り2割の中で、先ほど冒頭市長からもありましたように、これからは市民の負担増もあり得るような調整も必要だというようなこともございました。そういったこともかんがみまして、あわせてお尋ねをしておきたいと思ひます。

それから128号でございます。これは、市営斎場の件であります。益子議員からは民間に早急にすべきではないかというようなお話もあったようですが、私は、逆に、公の施設ということ、特にほかの議案で、指定管理者制度の中で旧水府村の株式会社の振興公社、それから里美村の財団法人の振興公社、2つありましたけれども、これは不特定多数のお客様をお呼びして利益を上げるという性質のものでありますけれども、この市営斎場につきましては、そういう性質のものではないという観念でお尋ねをしておきたいと思ひました。これは、利用者市民の利便性の確保と公平性の維持、この辺についてどのようにお考えがあるのか。

それから、もう一つは、これは各振興公社も同じなんでしょうけれども、地域の業者の育成という観念も、行政側はずっと見ていかなければならない、関心を持つべきことがらだと考えております。このような観念から、公平性のとれた業者育成の配慮をどのようにお考えになったのか、その辺について、議案質疑でありますので、まず1回目お尋ねをしておきたいと思ひます。

それとあと、もう一つ、この指定管理者制度は全部で5件ありましたけれども、最後の温水プールについては3年間ということですが、その他は5年ということですが。この5年間という設定の理由についてもお尋ねしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（生田目久夫君） 里美支所長。

〔里美支所長 藤田宏美君登壇〕

里美支所長（藤田宏美君） 1点目の、加入分担金の格差をどのように部内で調整してきたかという質疑にお答えをいたします。

この分担金の取り扱いについては、合併に当たっては、現行のとおり市に引き継いで、合併

後、上水道事業の統合時に調整するという調整方針になってございました。部内の協議については、上水道と簡易水道事業、それぞれに現在、基本計画を策定中でございます。基本計画の中で、今後の給水の計画、あるいは施設の見直し、また財政計画の検討を行うことにしております。当然、料金、それから加入分担金の額も、この計画の中で先が見えてまいりますので、この基本計画が完了すれば、事業統合調整の基礎ができてまいりますので、できるだけそれらの策定ができるかと合わせるような形で、早い時期に統一を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（生田目久夫君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 議案第128号の指定管理者制度に関する質問にお答えいたします。

1つは、利用者市民の利便性の確保と市内業者の公平な育成の考慮はという質問でございますが、利便性の確保につきましては、現在の各施設など、火葬場、告別式場、霊柩車の許可申請については24時間体制、土・日・祝祭日及び夜間は宿日直者で対応の受付業務を行っております。事業計画書の管理運営の基本方針に、「それぞれの施設設置目的を遵守しながら、一本化した総合窓口を確立し、市民の立場になって利用しやすい受付業務の充実を目指す」となっており、具体的には、予約受付業務の充実として、従来の24時間対応を基本に、夜間の受付を携帯電話の転送で行い、本受付業務の簡素化により、住民サービスの向上を図るとなっておりますので、受付形態は変化しますが、住民サービスの向上を図ることができると思います。

次に、市内業者の公正な育成であります。この施設の利用者はあくまで市民であり、市内業者等の関係につきましては、葬祭業務について、利用者と葬祭業者との契約の問題でありますが、指定管理者制度になりましても、施設の管理は指定管理者ですが、利用者の斎場利用につきましては従来と変わりありませんので、利用する市民の選択であると思います。

以上です。

議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） 議員のご質疑にお答えいたします。

指定管理者の指定の期間についてのご質疑ですが、これは、当該団体のこれまでの施設経営の実績と信頼性、長年の地域貢献度等を考慮して定めております。また、公募により民間業者を指定するに当たりましては、指定管理者の指定の初めてでありますので、ただいまの民間の指定管理者につきましては、試用期間の意味合いも込めまして、比較的短期間の3年間としたものであります。ほかは5年であります。

議長（生田目久夫君） 45番高木将君。

〔45番 高木将君登壇〕

45番（高木将君） 答弁いただきまして、ありがとうございました。

2回目ではありますが、127号、里美支所長からご答弁いただいたわけであり。里美につ

きましては、里美地区の簡易水道に関しましては、13ミリが5万970円ということ、水府が12万6,000円ということでありまして、合併の調整項目、上水道との相関関係の中で調整をするという、合併時の案件であったわけであります。

市長は、以前からさまざまな場面で、合併地域の早期の一体化ということを強く訴えております。いずれにいたしましても、それぞれの給水事業の中で、どこかは上げざるを得ませんし、どこかは下げることも可能になることだと思っております。この早期の一体化ということを考えたときに、なるべく早くその辺のところをご協議いただきたいというふうに考えます。整備面積の差、工事費の積算の差、その他もろもろの要因によってこういった数字が出てきてしまったというふうに考えますが、そういうことをお願いしておきたいと思っております。

さらに、この13ミリについて、水府地区の簡易水道につきましては全体的に分担金が高額なわけですが、特にこの13ミリというのは、利用者市民の数は、この中ではメーター口径でいくと一番率の高い部分だと思っております。一般家庭ではほとんどの方が13ミリだと思います。そういったことも考慮に入れた上での今後の協議をよろしくお願い申し上げます。

128号であります。これは、窓口業務、24時間体制で総合窓口としてという対応で、より一層の向上が見られるというようなご答弁いただいたと思っておりますけれども、これは、午前中の質疑の答弁にもあったと思っておりますけれども、基本的な総合窓口は、現在の市営斎場になるということによろしいのかどうか、確認をしておきたいと思っております。

それから、この指定管理者制度の件なんです。これは、5件すべてに言えることだと思っております。業者と行政との間でさまざまな問題が発生したときの指導等も含めまして、いわゆる契約事項というのが当然あると思っております。今回は各案件とも、基本的に1枚の、管理者の指定ということだけの提示をいただいているわけですね。そういった関係で、いわゆる契約の解除ということも、何か大きな問題が起きたときには考えなくてはならないのかなというような思いも持っております。そういったことを考えたときに、いずれにいたしましても、議会が仮にこの案件を承認するということに、議会にも当然さまざまな面で責任が生じると思っております。そういったことを考えますと、文書としてこの契約にかかわる部分をご提示いただければ、より一層、よりよい今後の対応ができていくのではないかなというふうに考えます。差し支えなければ、そういったこともお願いしておきたいと思っております。

127号、128号ともお願いという形になりますが、1件、総合窓口の業務は、今まで常陸太田市ですと、市役所で、市民課で受け付けていただいて、それで、基本的にあいている時間、火葬の時間とか、斎場が使えるか、使えないか、いつがあいているかということも全部わかったわけでありましてけれども、今後、具体的な利用者市民から死亡のお知らせが市民課に届いたときに、そこでどういうふうなことができるのか、それから、斎場で、ふるさと振興公社としてどういったふうな対応をするのかということ、具体例としてご説明いただければより理解しやすいので、よろしくお願い申し上げます。

議長（生田目久夫君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） ご質問の、市営斎場の総合受付窓口はどこになるのかというご質問でございますが、市営斎場を予定しております。そのとおりでございます。市営斎場を総合窓口として、予定をしております。それから、窓口につきましては、今までそれぞれ別々でしたけれども、予約につきましては斎場、火葬場許可書発行については斎場、霊柩車許可書発行、それから告別式場許可書発行、料金支払いについても、今回は全部斎場に予定しております。

議長（生田目久夫君） 45番高木将君。

〔45番 高木将君登壇〕

45番（高木将君） 申しわけありません。先ほど言葉が足りなくて、2度で済んだはずだったんですが。

128号ですね、ふるさと振興公社ということになりますので、総合窓口が現在の新宿町にある市営斎場に総合窓口を置くということでありますけれども、旧里美村の斎場の利用に関しても同様になるのか。

それと、周知の方法ですね。今議会でこれが議決され、承認された場合に、従来の常陸太田市地域の方々は、市の市民課というところで全部というような意識がまだまだ残ってしまうと思います。それ以外の地域の方々も、当然、それまでとまた違ったような形になるということで、周知の方法を、1回ならず数度に分けて市報等でお知らせをしていただければ、よりご家庭の方は……、市民がといいまして、実際には義理仲、もしくは町内とか班内とか、そういった中での対応ということがほとんどでございますので、なるべく多くの方にご理解を、利用の変更が、窓口の変更があったよということをお知らせをしていただきたい。その辺についてのご検討もあわせてしていただきたいと思います。

従来の里美地区の斎場の利用者、市民の方々の窓口も今後どのようになるのか、それを最後の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（生田目久夫君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 里美地区の斎場の利用につきましては、できれば総合窓口でも対応できるようにしたいと思いますが、今後、財団法人里美振興公社の方と協議をしていきたいと思っております。

議長（生田目久夫君） 次、54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 宇野隆子です。私は、議案第123号、条例の制定1件と、それから、議案第128号から132号までの指定管理者の指定に関する案件が5件、それから、議案138号一般会計補正予算ですけれども、これについても通告はしておりましたけれども、できるだけ担当課でお聞きをいたしまして、きょうの助役の若干の説明もありましたけれども、一般会計補正の中では、入札差金等々の問題などについても若干伺いたい部分もありますけれども、本会議の中で聞くこともないかなと思いますので、一般会計補正予算については質疑は取りやめたいと思っております。

まず、議案第123号常陸太田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてということについて伺いたいと思います。

2ページですけれども、この中で、地方自治法施行令第167条の17の条例で定める契約ということで、契約の対象範囲が定められたと。1つは、物品を借り入れる契約、もう一つが役務の提供を受ける契約ということでありまして、この条例の制定について非常にわかりにくいんですけれども、先ほど、物品については、例えばパソコンとかコピー機等々が挙げられました。役務の提供を受ける契約では、市庁舎管理の業務などなんでしょうけれども、これは、例えば附則として、当面、どういう範囲の業務を長期で契約できるのかということで、参考資料として、そういう施行規則等々もあわせて議案の説明をしていただければと思ったんですけれども、こういう施行規則などについてはどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思うんです。

それで、今回出されたこの問題は、一応基本的なところで伺いたいと思うんですけれども、役務の業務ですけれども、長期に契約できると。その中で、これが3年になるのか、5年になるのか、そういう中で、例えば1つの業者が長くその業務を担うと。それはそれで一部コストが安くなるという部分もあるかもしれませんが、それだけでいいのかなという気がするんですよ。その間のこういうチェック体制といいますか、そういう部分はどうするのかと。基本的なところでそういうことを伺いたいと思うわけです。ただ、安い安いばかりでは、自治体としてさまざまな事業を行っていくのに、これはすべて100%いいとは言えないと思いますので、そこら辺のところをひとつ伺いたいと思います。

次、指定管理者制度なんですけれども、これについては、同僚議員からいろいろ聞きたい点、大事な点が質疑されて、答弁もされておりますので、理解できる部分もありますけれども、128号から132号の5件ですね。今回の指定管理者の指定ですけれども、観光施設、レクリエーション施設、保養施設と、そういうサービス部門の契約が大半を占めているわけなんですけれども、これまでもいろいろ言われてきましたように、やはり観光施設、今回、この常陸太田市の中では施設の数も非常に多いわけですけれども、そういう中ではいろいろ経済の動きも影響されますでしょうし、こういうサービス部門の収益というか、見通しというのはなかなか難しい面もあると思うんです。そういう中で、採算をとりながらどういうふうに運営していったらいいのかと、指定管理者を受ける事業所にしても、これは非常に努力を要するところだと思います。

今回、公益団体ということで、ある程度、これまでのこういう施設をつくって経営していくというこの成り立ちからいって、いきなり全くの民間にと、それとか、一つ一つの施設を切り離してというのも、これも難しい部分があると思います。で、当面こういう形でしかないのかなと、行政も非常に出資しておりまして、市長が兼任するということについては、これもすべてよしとは言えない部分ではありますけれども、今の時点の中では仕方がないのかなという感じもいたしますけれども、その中で伺いたいのは、9月に指定管理者制度の指定の手續等に関する条例を制定しておりますけれども、こういう中で、一応は公募によらない指定管理者の選定等ということで5項目ほど出ていますけれども、そういうことでは、選定委員会ではこれらについては十分協議をされた上で、公募によらない指定をしたと思うんですけれども、選定委員会の中で特にとい

うか、特徴的に協議された部分についてはどういうことが挙げられるのか、伺えればと思います。

それから、これまでも指定管理者制度を制定する以前から、この問題、私も取り上げてきましたけれども、経費の縮減ということがまず最初に挙げられてくるわけなんですけれども、私は、経費の削減というとなんか挙げられますけれども、人件費の削減というのも結構大きな柱になると思うんですけれども、この部分については、当然市がやるべき事業を民間に指定したからといって、同じ仕事を、市の職員がやるのだったら1日1万かかると、民間だったら5,000円でいいのかと、そういうことではやはりないと思うんですよね、同じ仕事をやるのにですね。やはり地元雇用ということで、自治体というのはそういったところまできちんと保障もしていかなければならないと思うんですよね。ですから、どこに経費の削減が図られるのかというところを見たときに、今回も指定管理者を申請する事業者から、事業計画書、あるいは収支報告書、そういうものが出されていると思いますけれども、このあたりの部分について、選定委員会では、経費の削減あるいは施設の適正な維持及び運営という部分については、公募によらない指定ですけれども、そのあたりではどういう……、ここにもありますけれども、手続にも指導といたしますか、それから協議がされたのか、そこら辺をひとつ伺いたいと思います。

そのほかには、先ほども3年、5年ということで、それぞれ指定の期間を設定しましたけれども、質問もありまして、答弁もありましたので、そういうことは省きまして、以上のことについて、ある程度選定委員会で検討された内容を伺いたいと思います。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） 初めに、議案第123号、常陸太田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてのご質疑にお答えいたします。

この条例は、地方自治法等の改正によりまして、電気水道の供給や電話という役務の提供を受ける契約と同時に、翌年度以降にわたる契約について、債務負担行為をせずに契約ができることを定めたものであります。

具体的取り扱いについても、通知という方法を準用して、この中で、コピー等のリース契約や自動ドア・エレベーター等の保守管理及び警備事業等については、この条例を適用できるようにする予定であります。こうしたことから、対象となる業務等の条例につきましては、茨城県の条例もこのようになっておりまして、準用して、特に明記はしておりません。

条例制定の効果といたしますか、メリットとしましては、債務負担行為なしに翌年度以降の契約をすることができること、これまでは1年間契約であったものについても複数年契約できるため、事務の軽減が図られるということもあります。その反面、翌年度以降の予算について議会の承認が得られない場合には、契約を解除することが挙げられます。これについては、入札通知、契約書等にこの旨を明記して、契約をすることとしております。

次に、指定管理者のご質問であります。公の施設の指定管理者選定委員会でどのような意見が出たかということで、論議されたかということですが、内容を申し上げますと、この委員会の中では、公募によらない方法により、現在の管理受託事業者を当該施設につき優先的に施

設管理の選定対象候補として承認をするということに当たりまして、条件といたしますか、当該団体の監督主管課に対し、若干何点かの指導をするようにという意見をまとめております。

この中では、当該団体設立の経緯、趣旨、管理受託施設の長年にわたる良好な管理実績及び地域振興等に対する貢献度を高く評価したことによるものであります。また、これらの団体の設立に市が関与し、既に確保している人材や資産の存続に市が一定の責任を担っている以上、当該団体の当面の有効活用を図らなければならない事情も加味したと。また、市財政の健全化を推進するために、施設管理費の合理化とともに、外郭団体に対する行政事務の軽減、団体維持のための経費の削減等を図る必要に迫られているため、公募によらない方法により、当該施設につき、優先的に指定管理者の選定対象候補といたしましたけれども、次回の指定管理者改選時には、民間事業者も含めて、広く公募により指定管理者を募集し、施設管理経費の合理化を図るということを優先課題とします。

つきましては、今後3年以内に、団体の運営体制の再編、独立企業として存続できる経営改善を実現するため、経営改善計画を策定して、実行に移すよう指導するものと、以上のようなものが議論されまして、協議されまして、その中で、指導事項として選定委員会の意見が出されております。

以上であります。

議長（生田目久夫君） 54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 2回目の質疑です。

議案第123号の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてですが、これについては、県の条例に準じてというようなことでありますけれども、施行規則ですね、こういったものをきちんとつくるのか、つくらないのか、伺いたいと思います。基本的には県の条例に準じてという先ほどの説明なんでしょうけれども、どうなのか、規則をつくっていくのかどうか。

それから、先ほど私が伺ったのは、例えばリース、3年とか5年とかですね、この債務負担行為等々の事務事業の軽減というのはそんな大したことではないと思うんですけれども、メリットとして先ほど挙げられておりましたけれども、ですから、こういうことで、長く物品をリースするとか、役務についても、例えば警備員の問題とかエレベーターの問題とかありましたね。庁舎の管理業務ですか、こういったことでも。ですから、長く契約をしたときに、これは滞りなく業務をしてもらえれば一番いいわけなんですけれども、例えば1つの業者がそういうことで長くやると。そういうところで問題が生じないかというような懸念もありますけれども、ですから、そういったときに、そのチェック体制といたしますか、そういったことを、今度のこの長期契約で条例を定めるに当たって行政はどのように考えているのかということ、先ほどお聞きしたわけです。ですから、それについてご答弁いただければと思います。

指定管理者の問題については、いろいろありますけれども、条例の手續にのっとなって、今後、毎年、収支報告、事業報告等々を市長に提出するということになっておりますので、そういう時

点で要求すれば、議会の方にもぜひお話しただければ、審査できるということで、指定管理者制度については、私の質疑はその辺にとどめておきたいと思います。

123号について、もう一度ご答弁いただければと思います。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） 123号の再度のご質疑にお答えいたします。

施行規則はつくるのかということですが、当面、この条例で行きたいというふうに思っております。なお、庁内におきましても、総務部長名で、それぞれの課長の方に、当該する契約についていろいろ文書を出しております。そういう中で運用をしていきたいと考えております。

また、長期契約でのチェック体制ということでもありますけれども、当然のことではありますが、契約に基づく各回支払い時に出来高検査を行っておりますので、その中でできるものと考えております。

以上です。

議長（生田目久夫君） 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第123号から議案第145号まで、以上23件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

議長（生田目久夫君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、12月12日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時42分散会